

学校生活の心構え

生徒一人一人が、目標に向かって明るく活気ある高校生活を送るため、互いに励まし合い、本校生徒として誇りを持って行動するように努めましょう。

1 規律ある生活態度の育成

8時30分の予鈴までに登校し、8時35分から15分間は朝読書・ショートホームルーム、8時55分から第1時限の授業が開始されます。

欠席・遅刻・早退をする場合は、決められた手続きを取ってください。（欠席・遅刻・早退の手続き参照）学校での生活は、大商生としての自覚と責任を持った、規律ある行動が求められます。また、挨拶などビジネスマナーの徹底、校内美化にも心掛けましょう。

2 服装、身だしなみ及び生徒心得について

服装、身だしなみを見れば、その人の人柄が分かると言われます。大商生として、常に正しい服装と身だしなみをするよう心掛けましょう。

(1) 制服着用期間

期間 冬期 10月1日～5月31日

夏期 6月1日～9月30日

ただし上記期間は原則とする。また前後2週間を移行期間とする。

(2) 詰襟型学生服、身だしなみ

〔冬 期〕

- ① 上着は黒の本校規定の詰襟標準学生服とする。
- ② 上着前ボタン5個及び袖ボタン2個は本校規定のものを使用する。ボタンは縫い付ける。
- ③ ズボンは規定の黒の長ズボンとし、ベルトを締める。ベルトは黒、茶又は紺とする。

〔夏 期〕

- ① 長袖又は半袖の本校規定の校章入りシャツとする。
- ② ズボンは冬期に準ずる。

(3) セーラー服型学生服、身だしなみ

〔冬 期〕

- ① 上着は本校規定のセーラー服型学生服とする。
- ② 規定の紺リボンをつける。
- ③ 本校規定のスカートもしくはスラックスとし、スカートの丈は膝の裏のしわ（ひかがみ）が隠れる程度とする。
- ④ 12月～3月まではストッキング又はタイツの使用を許可する。ただし、色はベージュ又は黒とする。

〔夏 期〕

- ① 長袖または半袖の本校規定の校章入りセーラー服型オーバーブラウスとする。
- ② 冬期と同じ規定の紺リボンをつける。
- ③ スカート、スラックスは冬期に準ずる。

(4) 頭髪

学校生活上支障がある場合は学校に相談しても良い。

(5) その他

- ① 通学靴は原則として運動靴とする。上履きは、学年指定のものを使用する。
- ② 平日の部活動終了後の下校時、休日の部活動等の登下校、遠征などの際は部で統一したスポーツウェアの着用を認める。
- ③ 装飾品は身に付けない。

- ④ コートは無地で華美でないものを着用する。
 - ⑤ マフラーは冬季のみ登下校の際に着用してもよい。
 - ⑥ 学生服やセーラー服型学生服の下に着用しているシャツやセーター類、及び夏期の校章入りシャツなどは、ズボンやスカートの上に出さない。
- (6) 生徒心得
- ① 常に身分証明書を携帯する。
 - ② 所持品にはすべて学校名、学年、氏名を明記する。
 - ③ 通学用定期券等が必要な場合は、各購入場所において直接身分証明書を提示して購入する。

3 交通安全について

(1) 自転車通学

自転車通学希望の有無にかかわらず、自転車通学許可願と整備チェックカードを提出し、自転車通学許可証（ステッカー）の交付を受ける。

交通ルールを守り、交通安全に絶えず注意を払い、特に次の諸点を厳守すること。

- ① 並走をしない。（一列で走行する）
- ② 無灯火で運転しない。
- ③ 信号に従う。
- ④ 二人乗りをしない。
- ⑤ 歩道と車道の区別のある道路では、車道の左側を通行する。ただし、「自転車通行可」の標識がある場合は歩道を通行してもよい。
- ⑥ 指定場所での一時停止。
- ⑦ 自転車は常に整備し、安全に心掛ける。
- ⑧ スマートフォンを使用しながら自転車を運転しない。
- ⑨ ヘッドホン、イヤホンをしながら自転車を運転しない。
- ⑩ 雨天時は雨カップを着用し、傘差しを運転しない。

4 学校への届出事項

- (1) 校内での紛失、盗難が発生したとき、拾得物を発見したとき。
- (2) 住所変更及び下宿をするとき。
- (3) 交通事故、自宅が災害にあったとき。
- (4) 病気やけが等のために制服以外の服装をするとき。
- (5) 身分証明書を紛失したとき。
- (6) 補導を受けたとき。
- (7) 運賃学生割引証を必要とするとき。
- (8) 暴行、脅迫、恐喝、痴漢、変質者などの被害にあったとき。
- (9) 学校の施設・備品等を破損したとき。
- (10) アルバイトを行うとき。

5 保護者の自動車による生徒の送迎について

雨天時や体調が不十分な場合など、やむを得ず保護者の方に送迎をしてもらう時は、校門付近の交通安全を確保するために以下のことを守ってください。

乗降場所・・・本校正門前南進道路上（南向きに停車、一方通行でお願いします）

なお、校門内に入ることは、特別な場合を除いては禁止しております。また、登下校時の交通事故防止のため、学校南側路上での駐停車を避けてください。

6 規定の改正又は廃止の手続き

- (1) 生徒会執行部委員会は、生徒の意見を集約し、校長に対し、校則の改正又は廃止を求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は校則の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、学校運営協議会でその内容について議論するものとする。
- (3) 校長は、学校運営協議会等での議論を踏まえ、校則の改正又は廃止について決定するものとする。
- (4) 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。